

児童虐待と親権神話

(河合洋〔編〕いじめ《子どもの不幸》という時代,批評社,1999年刊所収)

(注 本稿は「精神医療」誌第4巻5号(1994年批評社刊)に寄稿したものに最小限の加筆修正を加えたものである。1994年以降,虐待関連の邦文の出版物や文献は急増したが,原稿依頼から脱稿までの期日に余裕がなく,それらを本稿では十分に反映させることができなかった。しかも,やはり虐待防止法施行以前の1999年刊行なので古いです!)

京都市児童福祉センター
門 眞一郎・田中浩一郎

1. はじめに

近年,わが国でも,保健・医療・福祉・教育の領域で働く人々が,児童虐待に関心を寄せ,また憂慮するようになった。米国では,児童虐待の出現率は,児童1,000人に対して39.0人と言われており,1992年度中に通告された被害児は260万人,虐待と確認されたのが100万人,死亡した子どもは1,200人,重度障害を負った子どもは16万人にのぼる(池田,1993)。他方,英国の出現率は,児童1,000人に対して3.42人,わが国の場合は0.049人と言われている。しかし,英米とわが国とでは,児童虐待に関する定義,社会的関心や認識,発見・通告・介入・保護・治療システムの相違が大きく,その発生数や出現率および増減の動向を単純に比較することはできない(上出,1993)。

わが国の児童虐待の発生数についての正確な統計資料はないが,1988年上半期6カ月間に全国の児童相談所で行われた調査によると,虐待に関する相談は1,039件であった。これを単純に2倍すると,年間約2,100件ということになる。一方,1983-1987年に行われた大阪府の調査では403件(保健所,児童相談所,家庭児童相談室,小児科病院などが対象)であり,そのうち児童相談所の件数は162件であった。これは全体の40%に相当するため,この割合から推定すると全国で年間5,000件以上,暗数を考慮すると,その10倍の50,000件になるだろうと言われている(大阪府,1993)。

この5,000件で計算すると,アメリカの200分の1くらいにしかない。アメリカは多いが日本は少ないと昔から言われている。果してそうであろうか。ユニセフの報告書(1994)に,虐待で死亡した乳児の各国統計がのっている。この統計からは,死亡に至らない虐待,および乳児以外の幼児や年長の子どもの虐待数などはわからないが,この乳児の虐待死の比率では,実は,日本とアメリカはほとんど変わらないのである。アメリカは出生児10万人あたり9.8人,日本は7.4人,イギリスは3.5人である。もし虐待全体も同じ傾向だとすると,アメリカでは虐待の発生率が3.9パーセントと言われているので,それに近いくらいの件数は日本でも発生しているのではないかと想像される。

わが国の児童虐待に関する発見・通告・介入・保護・治療システムはきわめて不十分であり,特に法的対応の面での不備が以前より各界から指摘され,改善策が提案されている。しかし,確かに十分とは言えないが,それは必ずしも法制度だけの問題ではなく,既存の法制度を関係者が熟知していないために,それを活かしてきれていないという問題もあるように思われる。以下,本稿では,既存の法制度,特に親権と対峙する際に関係するそれについて紹介し,関係者の再認識

を促したい。

なお、本稿では児童虐待を、身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・保護の怠慢と拒否の総称として用いる（先の全国児童相談所の調査では以上の4種の他に遺棄と登校禁止の2つも含まれている）。

2．国民の通告義務

まず、学術誌に公表された症例を掲げる。

【症例1】

2歳 11 カ月の男児。父 25 歳、母 26 歳。12 月 23、24 日、父親が本児の胸を足で押して転倒させ、蹴るなどした。24 日の夜「元気がない」ということで、両親が本児を病院に連れて行ったが、すぐに入院となった。

入院時記録では、多数の肋骨骨折、両側水血胸、頭部と下腿に皮下出血、眼瞼裂創などある。24 日間入院した。退院後 2 カ月して父親による虐待が再開された。

6 月 5 日の昼食時に、「ぐずぐずしている」本児に立腹した父親が、本児を浴槽内に入れ、水中に顔を 3 回漬け、その後浴槽から引き上げてタオルで体を拭いてやっていたところ、顔面蒼白になり 10 分位して死亡した、という事で殺人被疑事件として司法解剖に付された。一審の結果、傷害致死罪で懲役 3 年 6 カ月の判決を受けている。

入院時、診療に当たっていた医師は、虐待を疑って父と母とを別々に問いただしたが、「遊んでいて転落したのだ」と強く説明され、それ以上立ち入ることはできなかった、と述べている。

（福島県立医大法医学教室 黒田曜子：被虐待児屍の解剖所見について。日法医, 35; 416-421, 1981 より）

この症例では、医師は虐待を疑って両親に問診を行ったが、不合理な返答にもかかわらず引き下がるを得なかった。しかしこの場合、医師は、虐待を疑っていることを児童相談所に通告しなければならなかったのである。児童福祉法（法律 164 号、1947）第 25 条には、すべての国民の通告義務が規定されている。

児童福祉法 第 25 条（要保護児童発見者の通告義務）

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。

そして、福祉事務所に通告された場合も、児童福祉法第 25 条の 2 によって、児童相談所に送致されることになる。

第 25 条により通告はすべての国民に義務づけられているのである。しかし、我が国では近年の児童虐待の増加が指摘されているにもかかわらず、国民の通告義務に関する意識は相変わらず乏しい。

1997 年 6 月に厚生省児童家庭局長が出した「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」の通知の中で通知義務について触れ、特に以下にあげる職務上、虐待を受けている児童を発見しやすい立場にある者に対する広報・啓発活動を促している。ただし法律上の義務不履行に対する罰則はなく、通知の中でもそのことに関しては特に触れられていない。

- ア) 保母 , 家庭相談員 , 民生・児童委員 , 生活保護の現業を行う所員 (ケースワーカー) 等の
社会福祉関係者
- イ) 医師 , 看護婦 , 保健婦等の保健医療関係者
- ウ) 教職員等の学校教育・社会教育関係者
- エ) 警察官等の警察関係者
- オ) 弁護士

児童相談所は施設入所や里親委託の措置権を持っており、被虐待児の保護に関して強力な行動がとれる機関である。したがって、虐待防止のネットワークの核になる機関である。しかし、通告がないと動けない機関なのである。

この通告義務は医師の守秘義務に抵触すると誤解して、虐待を疑っているにもかかわらず児童相談所に通告をしない医師もいる。しかしそれは間違いである。

刑法 (法律 45 号 , 1907) 第 134 条 (秘密漏泄)
医師 , 薬剤師 , 薬種商 , 産婆 , 弁護士 , 弁護人 , 公証人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務
上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ八百円以下ノ罰
金ニ処ス

岩佐は、医師の通告行為は、虐待を受けた児童の権利保障につながるとともに、児童福祉法上の根拠も有するものであり、正当な理由のある行為である。従って、専門機関への通告は守秘義務違反の問題を生じず、かえって通告をしないことは (罰則こそないが) 児童福祉法第 25 条違反となると解される」と指摘している。先に述べた 1997 年 6 月の厚生省児童家庭局長の通知の中でははっきりと、医師や弁護士等の刑法第 134 条に、あるいは地方公務員や民生委員などの刑法以外の法令に守秘義務がある者に関する通告行為は守秘義務違反に当たらないとしている。また、虐待と断定できないかぎり通告できないという誤解についても、虐待の有無の確定診断は決して医師に求められているのではない。医師は合理的に考えて疑いがあると判断する以上、児童相談所に通告すればよいのであり、虐待があるかどうかの確定診断は、児童相談所もしくは家庭裁判所が行うのである」と指摘している。(岩佐, 1992)

通告を受理すると、児童相談所 (児童福祉司・心理判定員・児童精神科医) は調査を開始する。虐待・保護の怠慢が確認されると、状況に応じてカウンセリングや精神療法などが開始され、緊急度や重症度を考慮しながら、一時保護・施設入所措置 (乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設)・里親委託なども検討される。場合によっては犯罪として告発されることもある。医療保健機関の医師は、その後のケアが一貫して継続するように児童相談所と連絡を取り合い、協働することが期待される。

3 . 一時保護

虐待の緊急度や重症度が深刻な場合、即刻子どもを虐待者から離し、保護する必要がある。その場合の手段のひとつが児童相談所による緊急一時保護である。

児童福祉法 第 33 条 (児童の一時保護)

児童相談所長は、必要があると認めるときは、第 26 条第 1 項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

児童虐待に関する一般向けの書籍が刊行されているが、その中には、いくつか不正確な記述が散見される。例えば、椎名篤子著「親になるほど難しいことはいない」（講談社、1993）には、「日本では、...親権はきわめて強く、親の同意がなければ、親から子どもを引き離せない」（p.84）とある。これは、一時保護に関しても間違いであるし、後述する児童福祉法第 28 条による施設入所に関しても間違いである。また、斎藤学著「子供の愛し方がわからない親たち」（講談社、1992）には、「児童相談所は児童福祉法に基づく行政機関であるが、親の意向に反してまで子供を護るだけの権限は与えられていない」（p.108）とあるが、これも間違いであり、「児童相談所の職員たちは、児童虐待のケースに関して、できるだけ親と話し合い、良い解決をはかろうとするが、それが不可能である場合、家庭裁判所の判断を待ってからでないと子供を保護することができないようになっている」（p.108）というのも不正確な記述である。しかし、同書には別の箇所（p.122）に正しい記述もある。既述したとおり、児童相談所の一部は家にいることが不適切になっている児童の一時保護の機能を持っているが、親の虐待が問題になっているケースでは、保護者や児童の了解がなくても緊急保護の対象とすることができる。時には児童相談所から警察署や養護施設などの児童福祉施設に一時保護の委託を行うこともできる。」

また保護者の同意が得られずに行った一時保護については、保護者が児童の引き取りを求めてきた場合でも拒否することができ、強引な引き取りについては、必要に応じて警察との事前協議に基づく連携をとることもできる。

ところで、虐待から子どもを守るために入院させようとしても、入院費用を理由に入院を、あるいは入院の継続を親が拒否する場合もある。このような場合、入院中に一時保護とすることができ、親は医療費の負担から免れる。そのために、若診察後早い時点で児童相談所に通告し連携することが望ましい。当然ながら、児童相談所の側もその通告に対して迅速かつ適切に対応しなければならない。

4．施設入所

虐待者との分離を長期的に考えなければならない場合、里親委託や施設入所を考えることになる。ここでは、施設入所について述べる。被虐待児の入所施設としては、乳児院・児童養護施設と情緒障害児短期治療施設が主なものである。情緒障害児短期治療施設は全国にまだ 17 か所しかなく、地域的にも偏在している（北海道、九州、東京都にはない）。一方、全国に乳児院は 117 か所、児童養護施設は 527 か所ある（1996.10.1 現在）。児童養護施設は児童福祉法第 41 条に、「その対象児として『保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童』と規定されている施設である。ふつう児童相談所が子どもを乳児院や児童養護施設に入所措置する場合には、第 27 条による。

児童福祉法 第 27 条

第 1 項（都道府県のとるべき措置）

3. 児童を里親（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が、適当と認める者をいう。以下同じ。）若しくは保護受託者（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められ

る児童で学校教育法に定める義務教育を終了したものを自己の家庭に預かり,又は自己のもとに
通わせて,保護し,その性能に応じ,独立自活に必要な指導をすることを希望する者であつて,都
道府県知事が適当と認めるものをいう。以下同じ。)に委託し,又は乳児院,養護施設,精神薄弱
児施設,精神薄弱児通園施設,盲ろうあ児施設,虚弱児施設,肢体不自由児施設,重症心身障
害児施設,情緒障害児短期治療施設若しくは教護院に入所させること。

第 4 項

第 1 項第 3 号又は第 2 項の措置は,児童に親権を行う者又は後見人があるときは,前項の場合
を除いては,その親権を行う者又は後見人の意に反して,これをとることができない。

これは親権者または後見人との委託契約である。したがって第 4 項にあるように,親権者が承諾
しなかったり,いったん承諾してもその後取り消したりした場合には入所させられない。親権の壁
に阻まれるのは主にこの施設入所の局面である。

民法(法律 89 号,1896 親権については 1949 年に改正)および精神保健福祉法(法律 123 号,
1950)に規定されている親権の内容は,要約すると<表 1>のようになる。

表 1: 親権内容の要約

法 律	内 容
民法 820 条	子の監護と教育に関する権利と義務
民法 709 条および 714 条	子の不法行為に関する賠償責任
民法 821 条	子の居所を指定する権利
民法 822 条	必要な範囲内で自ら子を懲戒する権利
民法 823 条	子に職業許可を与える権利
民法 737 条	未成年の子の結婚を許可する権利
民法 824 条	子の財産を管理する権利
精神保健福祉法 33 条	子の精神病院への医療保護入院(強制入院)に同意 する権利

子どもの施設入所に関しては,親権のうち 監護教育権, 居所指定権, 懲戒権が関係し,
これによって,親権者は親権を盾に子の施設入所を拒否できる。

しかし,児童福祉法の第 28 条 第 29 条には,児童を虐待し,著しくその監護を怠っている場合
に都道府県が採ることのできる措置が規定されている。

児童福祉法 第 28 条 (保護者の児童虐待等の場合の措置)

保護者が,その児童を虐待し,著しくその監護を怠り,その他保護者に監護させることが著し
く当該児童の福祉を害する場合において,第 27 条第 1 項第 3 号(里親もしくは保護受託者委託,
または施設入所)の措置を採ることが児童の親権を行う者又は後見人の意に反するときは,都
道府県は,家庭裁判所の承認を得て,第 27 条第 1 項第 3 号の措置を採ることができる。

児童福祉法 第 29 条

都道府県知事は,第 28 条の規定による措置を採るため,必要があると認めるときは,児童委

員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員をして、児童の住所もしくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

したがって虐待が著しい場合、家庭裁判所の承認があれば親権に抗して子どもを施設に入所させることは法律上は可能である。

【症例2】

被害児は満11カ月の女児。父親20歳、母親20歳。母親は知恵遅れで、中学、高校は養護学校に通った。粗暴癖のある父親は本児出生後より折檻し続け、前年にも本児虐待のため殺人未遂にて警察に逮捕されたことがある。この時は執行猶予。他にも前歴4回あり。

【前年の虐待事件】

父親はかねてから妻が不貞を働いているという邪推によりイライラしていたが、当日生後1カ月の本児が泣きやまぬことに立腹し、やにわに本児をベッドから突き落とし、両手で差し上げて床に数回投げつけ激突させた。父親は本児が自分の子ではないと思い、殺してやろうと思ったと自供している。

診療経過：

当日、午後9時頃、近くの私立病院小児科にミルクを飲まないと言って来診し、当直看護婦より、精密検査を受けるように勧告された。翌日、同病院小児科の医師の診察を受けるが、重症のため脳外科施設のある他の私立病院に搬送された後、公立の小児専門病院脳神経外科に搬送された。同病院での診察時、両親は「二段ベッドから落ちた」と言っていた。CT検査の結果、頭部外傷、外傷性クモ膜下出血にて全治1カ月。レントゲン検査の結果、頭頂部、頭蓋骨線状骨折、全治3カ月。右鎖骨骨折、全治1カ半月。後遺症として、左顔面神経マヒ、外観的右鎖骨変形。

退院後、本児は児童福祉法27条により乳児院に保護された。乳児院にて5カ月間の保護を受けたが、両親の要望により乳児院から引き取られた。

【今回の虐待事件】

前年の事件後も父親の虐待は止まず、バスクリンを混ぜた水を多量に飲ますなどの虐待を行っていた。最終的に名古屋の弟方で本児の首をタオルで絞めて窒息させて殺害し、死体を六甲山中に遺棄した。実母の自首により発覚した。母親は殺害行為には加担していないとのことであった。

父親は、傷害致死、死体遺棄罪で懲役4年。母親は無処分。

(大阪大学法医学教室 河野朗久、他「被虐待児に関する法医学的、社会医学的考察」小児科臨床42;2521-2528,1989より)

このケースは、殺害される前年に乳児院に入院措置されていたが、児童福祉法第27条による措置であったため、親権者の引き取り要求に応じざるを得なかった。その際、第28条の適用を検討したのか否かは明かでないが、いずれにしても乳児院退院後のアフターケアが、結果的には不十分であったと言わざるを得ない。

しかし、第28条に基づく家庭裁判所への請求も、承認されるまでに1-2カ月と日数がかかりすぎるとか(上出,1989b)、承認された場合でも、児童養護施設(全国社会福祉協議会養護施設協議会,1980)や児童相談所(上出,1989a)は、親権者からの強引な引き取り要求には対抗できないと言う。

ところが、これは誤解であり親権に関する神話と言ってよい。親権者の委託による第 27 条措置の際の親権の力を、第 28 条の場合にも情緒的に重ね合わせてしまっただけではなからうか。家庭裁判所に承認されるまでの期間は、児童の最善の利益 (best interests) に反するような保護者による強引な引き取りに対しては一時保護を積極的に利用し、その後は第 28 条で断固対抗すべきである。第 28 条には実効性がないという神話は、児童相談所や施設の怯懦と諦観の産物であろう。

最近の件数を<表 2>に掲げる(厚生省,1987-1996)。請求件数と承認件数が一致しないことから、請求しても必ずしも承認されるとは限らないということが第 28 条に消極的になる理由のひとつになっているが、はたしてそうであろうか。これはむしろ請求中に親権者が施設入所に同意したために請求が取り下げられた結果である。すなわちこのことは、請求をするだけでも実質的な効果が期待できるということなのである。

1995-1996 年の 2 年間の請求件数は 66 件とそれまでと比べ増加しており、第 28 条の実効性の認識に関して少しずつ変化が見られるが、実際の該当ケースから考えるとまだ少なく、神話を崩すほどには至っていない。

表 2. 第 28 条請求件数および承認件数

年度	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96
請求件数	5	6	3	19	10	7	5	4	31	35
承認件数	5	3	0	15	9	5	1	3	11	19

(10 年間合計 請求 125 承認 71)

5. 親権停止とその喪失宣告

児童福祉法第 28 条は、親権の中の居所指定権・監護教育権・懲戒権の一時停止措置と考えられるが、さらに全面的に親権の壁を打ち崩す手段としては、親権喪失宣告の請求といえることがある。家庭裁判所への親権喪失宣告の請求は、民法では親族と検察官に、児童福祉法では児童相談所長に認められている。

民法 第 834 条 (親権喪失の宣告)

父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その親権の喪失を宣告することができる。

児童福祉法第 33 条の 5 (親権喪失宣告の請求)

児童の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法第 834 条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者の外、児童相談所長も、これを行うことができる。

この児童福祉法第 33 条の 5 は、第 28 条の場合と違って親権の全面的な無効化を図るものであるから、請求から承認までに相当日数がかかる。そのため、緊急ケースには間に合わないし、請求が承認されることは滅多にないという、これまた神話がまかり通っている。例えば、斎藤学著「子供の愛し方がわからない親たち」(p.111)には、「1981 年から 1983 年の 3 年間についてみると、児童相談所による親権喪失の申し立ては年平均 20 件程度にすぎないし、家裁が子供の隔離を

認めたという判例はごく少ない。1977 年度の全国の家庭裁判所で親権喪失の申し立ては 156 件なされているが、うち認容審判は 14 件という少なさであった」とある。(児童相談所長によるものは、正しくは 3 年間で請求 4 件、承認 3 件であり、1977 年度の件数はほとんどが児童相談所長による請求分ではなく、離婚や財産管理権をめぐるもので、認容が少ないのはほとんど取り下げになるからである。)

椎名篤子著「親になるほど難しいことはない」(講談社、1993)には、平成 2 年度の司法統計年報によれば、全国からのさまざまな理由による親権または管理権の喪失の申し立ては 81 件、認容審判は 10 件。これらの多くは、離婚などを理由に父母が申し立てたもので、児童相談所長からの申し立ては、児童福祉法施行以降、ほとんどなされていない」(p.84)とあり、また、同書の巻末の上出による解説には、親権そのものの喪失宣告を求める権限も児童相談所長には与えられているが、実際にこの申し立てが行われたのは、児童福祉法施行以後わずか 1 例という」(p.198)とある。しかし、<表 3> から明らかなように、1948 年の児童福祉法施行以降、わずか 1 例ということはない。長年、東京都の児童相談所長や全国児童相談所長会の会長を務められた上出弘之氏が書かれたとは、にわかには信じ難い文章である。このような思い込みがますます全国の児童相談所長をして親権喪失宣告請求をためらわせるのであろうか。そうだとすれば、これも親権神話のひとつであろう。

表 3. 児相長による親権喪失宣告請求件数および承認件数

年度	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96
請求件数	0	1	0	2	2	1	1	1	2	3
承認件数	0	0	0	0	3	1	0	1	0	0

(10 年間合計 請求 13 承認 5)

ところで、親権喪失宣告請求には実効性がないとする神話を産み出した原因のひとつに、承認までに日数がかかりすぎ、緊急ケースに間に合わないという実状がある。確かに時間がかかる。しかしその間、腕をこまめに行っている必要はないのである。

家事審判規則第 74 条

第 1 項

親権または管理権の喪失の宣告の申し立てがあった場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申し立てをした者の申し立てにより、親権または管理権の喪失の宣告の申し立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、またはその職務代行者を選任することができる。

わが国には、親権の停止という措置はないとされているが、家事審判規則のこの条文はまさに親権の緊急一時停止を意味する。すなわち児童相談所長が親権喪失宣告の請求をした場合、所長が申し立てれば親権を一時停止させることができる。

しかし、児童相談所長の腰はなかなか重いため、そのことに業を煮やして、弁護士が親族から委任状をとって申し立て代理人になり、家庭裁判所に親権喪失宣告の請求と親権者の職務執行停止を求めたうえで、その弁護士は申し立て代理人を辞任し、親権者の職務代行者となったといふかなりアクロバティックな戦術も編み出されている。(児玉ら、1992)

(なお、斎藤学著「子供の愛し方がわからない親たち」(p.118)には、親権喪失宣告の請求ができる者として、親族と児童相談所長の他に警察官をあげているが、これは検察官の間違いであ

る。)

6. おわりに

児童虐待に関連するわが国の法制度には不備な点も確かにあるが、以上述べたような既存の制度が十分に認識活用されていないという点もある。施設入所をめぐる「絶対親権の神話」に無批判にからめとられることなく、子どもの生命や権利を守るために、児童相談所は、児童福祉法の第28条とともに第33の5や家事審判規則の第74条の積極的な活用を考えていく必要があると考える。

< 参考文献 >

- 池田由子(1993) 児童虐待と精神医学 . 世界の児童と母性,34;15-20
- 岩佐嘉彦(1992) :アンケートからみた医師通告義務制度 . 法と民主主義, No.267,14-17
- 上出弘之 (1989a) : 「子どもの人権侵害例の調査及び子どもの人権擁護のための児童相談所の役割についての意見調査」の報告 . 全児相第47号 ,p.47-74.
- 上出弘之 (1989b) : 「子どもの人権侵害例の調査及び子どもの人権擁護のための児童相談所の役割についての意見調査」の報告 . 全国児童相談所長会事務局 (編) :全国児童相談所長会資料 , p.12-27.
- 上出弘之(1993) 児童虐待 - 背景 原因 対応をめぐる - . 世界の児童と母性,34;2-8
- 児玉勇二 , 泉 薫 , 木下淳博(1992) : 児童の虐待について - 我々は何をなすべきか - . 子どもの虐待防止センター
- 厚生省 (1987-1996) 社会福祉行政業務報告 .
- 大阪府 (1993) : 児童虐待防止ハンドブック
- 大阪府児童虐待調査研究会 (1989) 被虐待児のケアに関する調査報告書 .
- ユニセフ (1994) 国々の前進
- 全国社会福祉協議会養護施設協議会 (1980) : 親権と子どもの人権 . 全国社会福祉協議会 .
- 厚生省児童家庭局長通知 (1997) : 「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」